

---

---

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2020/12/21号 (No. 390)

---

---

## ○ 法律・法規等

1. CNIPA、「産学研協力協定の知財条項の制定に関するガイドライン」で意見募集(国家知識産権網 2020年12月15日)
2. 国家知識産権局、「専利審査指南」の一部改正を公布(国家知識産権網 2020年12月14日)
3. 上海市人代常務委、「知的財産権保護条例(草案)」で意見募集(上海市知識産権局公式サイト 2020年12月11日)

## ○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、知的財産権行政法執行指導事例を公表(国家知識産権網 2020年12月15日)
2. 国家版權局、上海に国家著作權イノベーション發展基地を設置(中国知識産権資訊網 2020年12月11日)
3. CNIPA 申長雨局長と WIPO ダレン・タン事務局長がオンライン会談(国家知識産権網 2020年12月10日)

## ○ 地方政府の動き

1. シンガポール総領事、福建省知識産権局を訪問(中国保護知識産権網 2020年12月11日)
2. 広東、「科創板」上場企業の知的財産権に関する報告書を発表(広東省市場監督管理局公式サイト 2020年12月11日)
3. 天津で中国自動車知的財産権運用促進センターが設立(中国知識産権資訊網 2020年12月11日)
4. 北京市、知的財産権紛争の人民調停活動室を設立(北京市知識産権局公式サイト 2020年12月11日)

## ○ 司法関連の動き

1. 深セン知的財産権法廷、懲罰的賠償の適用に関する指導意見を発布(中国打撃侵權工作網 2020年12月16日)
2. 天津市第三中級法院、知的財産権事件 2899 件を受理(中国打撃侵權工作網 2020年12月15日)
3. 最高人民法院、「知的財産権判決執行業務に関するガイドライン」を公表(最高人民法院公式サイト 2020年12月10日)
4. 最高人民法院、「知的財産権判決執行業務実施計画」を公表(最高人民法院公式サイト 2020年12月10日)

## ○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 河北省双打弁、知的財産権侵害品 300 トンの集中処分を実施(中国打撃侵權工作網 2020年12月17日)

## ○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 武漢、インテリジェント機器製造関連の特許出願は約 30%増加(中国保護知識産権網 2020年12月16日)
2. IoT 産業知的財産権連盟、江蘇・無錫で発足(中国打撃侵權工作網 2020年12月15日)

## ○ その他知財関連

1. 2020 中国インターネット信用大会、山東曲阜で開催(中国打撃侵權工作網 2020年12月9日)

---

---

●ニュース本文

## ○ 法律・法規等

- ★★★1. CNIPA、「産学研協力協定の知財条項の制定に関するガイドライン」で意見募集★★★

国の「新時代における社会主義市場経済体制の整備加速に関する意見」「要素の市場化配置に関するより完全な体制の整備に関する意見」を徹底し、産学研協力における知的財産権処置の具体的な状況を踏まえて、産学研協力協定の知的財産権関連条項のさらなる規範化を指導するために、国家知識産権局（CNIPA）は、「産学研協力協定の知的財産権条項の制定に関するガイドライン」意見募集稿を作成した。同局は現在、その「使用指南」とともに一般向け意見募集を行っている。意見募集の締切日は12月31日。以下の方式で提出することができる。

▽電子メール ipyunying@126.com

▽FAX 010-62086561

▽書簡 北京市海淀区西土城路6号 国家知識産権局・知的財産権運用促進司運営体系建設処 郵便番号 100088

(出典：国家知識産権網 2020年12月15日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/15/art\\_78\\_155620.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/15/art_78_155620.html)

### ★★★2. 国家知識産権局、「専利審査指南」の一部改正を公布★★★

国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、「『専利審査指南』の改正についての決定」（国家知識産権局令第391号）を公布し、2021年1月15日より施行すると公表した。（専利は特許・実用新案・意匠を含む）

今回の改正は主に化学・バイオ分野の専利出願の審査（審査指南第二部第10章）に関わるもので、化合物やバイオ技術の進歩性に関して判断基準を明示するとともに、幾つかの事例も例示した。

改正「専利審査指南」には、▽審査の原則、▽実験データの追加提出に係る審査規則、▽化合物の新規性・進歩性に関する判断基準、▽バイオテクノロジー分野における発明の進歩性に関する規則などが含まれている。

(出典：国家知識産権網 2020年12月14日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/14/art\\_74\\_155606.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/14/art_74_155606.html)

### ★★★3. 上海市人代常務委、「知的財産権保護条例（草案）」で意見募集★★★

上海市第15期人民代表大会（市人代）常務委員会が開いた第27回会議において、「上海市知的財産権保護条例（草案）」が審議された。公衆の意見を立法作業に反映するために、同草案の意見募集稿と解説文は解放日報、東方網（[www.eastday.com](http://www.eastday.com)）、新民網（[www.xinmin.cn](http://www.xinmin.cn)）、上海人大網

（[www.spcsc.sh.cn](http://www.spcsc.sh.cn)）、ウィーチャット公式アカウント「上海人大」で公表されている。一般向け意見募集を行い、さらに研究、改善した後、今後の常務委員会会議の審議に提出するという。

意見募集期間は12月10日から12月24日。以下の方式で提出することができる。

▽書簡 上海市人民大道200号 市人大常務委員会法制活動委員会立法一処 郵便番号 200003

▽電子メール fgwyc@spcsc.sh.cn

▽FAX 63586499

(出典：上海市知識産権局公式サイト 2020年12月11日)

<http://sipa.sh.gov.cn/ywzx/20201211/b4c4a4c1e79e4a8b8f41377023e605d5.html>

## ○ 中央政府の動き

### ★★★1. 国家知識産権局、知的財産権行政法執行指導事例を公表★★★

国家知識産権局がこのほど、知的財産権に関連する行政法執行の指導事例として、第一陣の5件を公表した。

国家知識産権局は昨年4月、全国で知的財産権の行政法執行を典型的な事例により指導する活動の展開を決定した。指導的な事例を発表して、知的財産権の行政法執行活動の水準を高めることが狙いであるという。

今回公表された5件の指導事例の内訳は、商標関連事例が3件、専利関連事例、集積回路配置図設計関連事例がそれぞれ1件となっている。この一連の事例は、インターネットにおけるサービス商標の保護、商標権侵害品を販売した業者の免責条項の適用、工事請負経営活動における侵害品購入・使用する行為の定義、特許の仮保護、集積回路配置図設計の保護などの課題において、一般的な指導的意義を持つとみられる。

(出典：国家知識産権網 2020年12月15日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/15/art\\_53\\_155623.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/15/art_53_155623.html)

### ★★★2. 国家版權局、上海に国家著作権イノベーション発展基地を設置★★★

国家版權局はこのほど、上海浦東に国家著作権イノベーション発展基地を設置することを決めた。深セン前海に続く 2 番目の国家レベルの著作権開発拠点となる。

去年 9 月、全国自由貿易試験区における初の著作権サービス機構となる「中国（上海）自由貿易試験区著作権サービスセンター」が運用開始した。センターは発足以来、1000 以上の市場団体と権利者に著作権コンサルティング、著作権作品登録などのサービスを提供してきた。今回新設するイノベーション基地は、「著作権行為の発生地」を原則とし、登録地の制限を打ち破り、自由貿易試験区内の知的財産創出、利用、保護などに関するニーズに対応できる広範囲な著作権登録サービスを模索するという。

基地は設立後、知的財産登録といった基本的なサービスを提供するほか、産業チェーンの改善に取り組み、著作権監視、著作権取引サービス、応用促進などの多方面で探索を展開し、著作権創造・運用・保護を強化し、著作権産業の質の高い発展を推進していくとしている。

(出典：中国知識産権资讯网 2020 年 12 月 11 日)

[http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=126377](http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=126377)

### ★★★3. CNIPA 申長雨局長と WIPO ダレン・タン事務局長がオンライン会談★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）申長雨局長と世界知的所有権機関（WIPO）ダレン・タン事務局長が 12 月 9 日、テレビ会議形式で会談を行った。

申局長は、WIPO との長期に渡る協力関係を評価し、双方が引き続き密接な交流を維持し、協力分野を更に拡大することを望むと語った。ダレン・タン事務局長は、中国政府指導者が知的財産権保護の全面的強化を強調していること、専利法を含む知的財産権関連法律の改正、特許と商標の出願件数の持続的な増加などを評価し、中国との協力を一層推進していきたいと表明した。

両氏はまた、WIPO 知的財産権サービスシステムの中国における普及・活用や、ハーグ協定への中国の加盟、「一帯一路」知的財産権協力、知的財産権の商業化、知的財産権による貧困扶助などのテーマについて意見を交わした。

(出典：国家知識産権網 2020 年 12 月 10 日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/10/art\\_53\\_155553.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/10/art_53_155553.html)

#### ○ 地方政府の動き

### ★★★1. シンガポール総領事、福建省知識産権局を訪問★★★

福建省・厦門（アモイ）にあるシンガポール総領事館のネルソン・ング・チウンミン（Nelson Ng Chiun Ming）総領事がこのほど、福建省知識産権局を訪れ、同局の顔志煌局長と会談を行った。

顔局長は、シンガポールが「一帯一路」における重要な支店で、各国企業が交流、協力、国際進出を展開する際の重要な懸け橋でもあるとの認識を示し、福建省とシンガポールが知的財産権分野で国際協力を推し進めることに重要な意義があり、両国の知財協力を一層深めるために福建省の力を貢献したいと語った。

ング総領事は、「両国は知的財産権の分野で大きな協力の潜在力がある」と語り、今後、知的財産権関連の政府間、企業間交流や国際知的財産権司法仲裁、情報共有などの分野で、福建省知識産権局との協力を強化し、双方の知的財産権協力の潜在力をさらに引き出すことへの期待を表明した。

(出典：中国保護知識産権網 2020 年 12 月 11 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/fj/202012/1957921.html>

### ★★★2. 広東、「科創板」上場企業の知的財産権に関する報告書を発表★★★

広東省市場監督管理局（知識産権局）が 12 月 11 日、「広東科創板上場企業知的財産権青書」と「広東技術イノベーション企業の上場に向けた知的財産権活動ガイドライン」を発表した。

上海証券取引所のハイテク企業向け市場「科創板（スターマーケット）」に上場した広東省の企業は 27 社に達した。企業の資金調達、研究成果の資本化を支援する科創板の顕著な効果がうかがえる。知的財産権に需要がある上場企業と、企業の上場を支える知的財産権との融合を推し進め、研究開発や財産権保護、資本運用などに対する知的財産権の役割発揮を促進するのを狙い、広東省市場監督管理局は、科創板上場企業の知的財産権について調査、分析を行い、「青書」と「ガイドライン」をまとめた。

「青書」は広東省の科創板上場企業を対象に、その知的財産権の現状を取りまとめた上で、知的財産権リスクの対応策を提案した。一方、「ガイドライン」は、科創板上場の要件に着眼し、企業の知的財産権活動などを指導するものである。

報告書全文は、広東省市場監督局の公式ウェブサイトに掲載されている。

([http://amr.gd.gov.cn/zwdt/xwfbt/content/post\\_3147930.html](http://amr.gd.gov.cn/zwdt/xwfbt/content/post_3147930.html))

(出典：広東省市場監督管理局公式サイト 2020年12月11日)

[http://amr.gd.gov.cn/zwdt/xwfbt/content/post\\_3147930.html](http://amr.gd.gov.cn/zwdt/xwfbt/content/post_3147930.html)

### ★★★3. 天津で中国自動車知的財産権運用促進センターが設立★★★

中国自動車知的財産権運用促進センターが天津に設立されることになった。国家知識産権局はこのほど、「自動車知的財産権運用促進センター建設支援に関する回答」で、天津が中国自動車技術研究センター有限公司と提携して自動車知的財産権運用促進センターを設立することを承認した。これにより、中国の自動車産業における知的財産権創造の水準と転化能力を全面的に向上させるとしている。

国家知識産権局は「回答」の中で、国民経済の柱産業である自動車産業の知的財産権運用促進センターを設立することは、コア技術を把握し、自国ブランドを育成するための具体的な措置であると強調した。

中国自動車技術研究センター有限公司の責任者は、知的財産権運用促進センターの活動方針について、「グローバル自動車特許データバンクサービスシステム」を利用して有効特許の情報活用を含む各活動を展開し、中国の自動車産業の高品質な発展を後押しすると説明している。

(出典：中国知識産権资讯网 2020年12月11日)

[http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=126392](http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=126392)

### ★★★4. 北京市、知的財産権紛争の人民調停活動室を設立★★★

12月10日、北京市知識産権局と北京市司法局が北京銅牛映画産業パークで知的財産権紛争人民調停活動室の銘板除幕式を行い、7つの人民調停活動室に銘板を授与した。市知識産権局と市司法局のほか、市高級人民法院、各区の知識産権局と司法局などの責任者が式典に出席した。

北京市は2011年より知的財産権紛争の多元的調停体制の整備を進めてきた。今年11月末までに、北京市知的財産権保護支援センターが管理している知的財産権紛争人民調停委員会は累計で2万1000件の紛争を調停した。この中で、1万900件で調停が成立し、成功率は61.63%に達する。

今回設立された7つの人民調停活動室は、市知識産権局と市司法局の指導の下、中小企業を対象に便利で高効率な紛争解決手段を低コストで提供するという。

(出典：北京市知識産権局公式サイト 2020年12月11日)

[http://zscqj.beijing.gov.cn/art/2020/12/11/art\\_6016\\_575128.html](http://zscqj.beijing.gov.cn/art/2020/12/11/art_6016_575128.html)

## ○ 司法関連の動き

### ★★★1. 深セン知的財産権法廷、懲罰的賠償の適用に関する指導意見を発布★★★

深セン知的財産権法廷はこのほど、「知的財産権侵害紛争の民事事件における懲罰的賠償の適用に関する指導意見」を作成、発布した。深センで知的財産権侵害の懲罰的賠償制度を導入することを求めている「深センの中国特色ある社会主義先行モデル区域総合改革パイロットプロジェクト実施プラン」を徹底する作業の一環である。

深セン知的財産権法廷は、複数の裁判において懲罰的賠償を含む判決を下している。賠償額は合わせて約1千億元に上る。今回発布された「指導意見」で、▽懲罰的賠償制度の適用規則、▽「故意」と「情状が深刻」の具体的な状況、▽懲罰的賠償の基礎金額の算出、▽懲罰的賠償の倍数を確定する原則と根拠、▽懲罰的賠償と行政処罰の過料、刑事処罰の罰金との関係——などの内容を明確にした。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年12月16日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/gzdt/dfdt/202012/330678.html>

### ★★★2. 天津市第三中級法院、知的財産権事件 2899 件を受理★★★

天津市第三中級人民法院が12月10日に開いた記者会見で、同法院は今年、2899件の知的財産権事件を受理し、受理件数が前年に比べて61.5%増加したことがわかった。この中で、第一審事件が2156件、第二審事件が743件であった。

権利別に見れば、同法院が受理した著作権紛争事件が前年比 27.77%増の 1863 件、専利権（特許、実用新案、意匠）紛争事件が同 26.4%増の 168 件、商標権紛争事件が同 49%増の 87 件となっている。

天津市第三中級人民法院はまた、近年の技術関連の知的財産権訴訟の増加に伴い、その審理の支援体制を整備している。同法院は国家知識産権局の専利審査協力天津センターから化学や機械、通信など 11 分野の審査官を技術調査官として招聘している。このほか、技術調査官、技術コンサルティング専門家、専門家裁判員で構成される「技術事実審査専門人材バンク」を構築しているという。

（出典：中国打撃侵權工作網 2020 年 12 月 15 日）

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dfdt/202012/330543.html>

### ★★★3. 最高人民法院、「知的財産権判決執行業務に関するガイドライン」を公表★★★

最高人民法院がこのほど、「知的財産権判決執行業務に関するガイドライン」を公式ウェブサイトにて公表した。

同「ガイドライン」は全 4 章・29 条項からなり、「中華人民共和國民事訴訟法」、「中華人民共和國行政訴訟法」、「中華人民共和國刑事訴訟法」などの規定の要求をさらに細分化し、当事者による人民法法院への強制執行申立ての利便性を高め、知的財産権関連事件の発効した判決の迅速な執行を確実に保証する制度を整えた。

「ガイドライン」の適用対象について、▽著作権、商標権、専利権（特許、実用新案、意匠）、技術契約、営業秘密、育成者権及び半導体集積回路の回路配置などの知的財産権、並びに不正競争、独占、フランチャイズ契約に係る民事紛争事件▽著作権、商標権、専利権などの知的財産権及び不正競争などについて実施された行政行為を当事者が不服として、人民法法院に提起する行政紛争事件▽「中華人民共和國刑法」第三章第七節に定める知的財産権侵害犯罪事件——などと規定している。

（出典：最高人民法院公式サイト 2020 年 12 月 10 日）

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-278241.html>

### ★★★4. 最高人民法院、「知的財産権判決執行業務実施計画」を公表★★★

知的財産権関連判決執行の効率及び規範性を高め、知的財産権関連判決の速やかかつ効果的な執行を確保し、知的財産権保護に関する法律効果を全面的に強化することを目指し、最高人民法院はこのほど、「知的財産権判決執行業務実施計画」を公表した。

同「実施計画」では、発効した判決（裁定）が厳格且つ速やかに執行されることを確保し、判決執行の効率をさらに高めるための具体的な取り組みが明示されており、部門間の協力体制をより一層充実し、市場監督管理、税関、知的財産権などの当局との意思疎通、調整を強化している。また、法に基づき知的財産権関連判決の執行状況の公開を推進するよう求めた。このほか、判決執行の監督仕組みを強化し、関連機関と公衆による監督を受け入れるとともに、最高人民法院が地方の各級人民法法院と専門人民法法院に対して、上級人民法法院が下級人民法法院に対して執行業務の監督を強化し、知財関連判決が速やかに執行されるよう推進するという。

（出典：最高人民法院公式サイト 2020 年 12 月 10 日）

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-278231.html>

## ○ ニセモノ、権利侵害問題

### ★★★1. 河北省双打弁、知的財産権侵害品 300 トンの集中処分を実施★★★

河北省の知的財産権侵害・偽造品摘発活動指導グループ弁公室（通称「双打弁」）は 12 月 16 日、省市場監督管理局、省公安厅などの当局と共同で、河北省全域で押収してきた偽ブランド品などの侵害品の一斉廃棄処分を実施した。

河北省双打弁によると、今回処分されたのは、食品、医薬品、学生用品など 9 カテゴリーの 200 種以上、計 300 トン余りの権利侵害品・偽造品である。権利侵害、偽造などの犯罪行為の抑止につながるものと見られる。

河北省は権利侵害・偽造摘発強化の姿勢を強めている。今年は近年実施してきた「崑崙 2020」、「秋風 2020」、「劍網 2020」を含む 11 の特別キャンペーンのほか、食品、医薬品、農業資材などの分野に焦点を当てた「偽物撲滅行動」を年末まで実施する方針である。

（出典：中国打撃侵權工作網 2020 年 12 月 17 日）

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dfdt/202012/330860.html>

## ○ 中国企業のイノベーションと知財動向

## ★★★1. 武漢、インテリジェント機器製造関連の特許出願は約 30%増加★★★

このほど正式に発足した中国（武漢）知的財産権保護センターが 12 月 11 日、「武漢市ハイエンド機器製造業特許ナビゲーション分析報告書」と「武漢市バイオ医薬産業特許ナビゲーション分析報告書」を発表した。報告書は、ハイエンド装備製造産業とバイオ医薬産業における武漢市の特許出願が急速な成長を実現していることを示した。

インテリジェント機器製造の各分野では、2019 年の湖北及び武漢地域の特許出願の成長率は 30% 近くになり、国内全体の平均値を上回っている。バイオ医薬産業については、「モノのインターネット（IoT）やビッグデータに基づくスマート医療、人工知能やコンピューターシミュレーションに基づくバイオ情報学は、ライフサイエンス分野の今後の発展トレンドである」「現在、中国のスマート医療とバイオ情報学はまだ開発の初期段階にある」などと指摘。この分野では、湖北省の特許出願は 2017 年以降、急速に増加し、主に武漢からの特許出願だという。

今後数年間で、武漢地域のスマート医療およびヘルスケア産業は、技術の研究開発または応用のいずれの観点からも、発展のハイウェーに突入すると予想される。武漢市はインテリジェント製造、新エネ車、バイオ医薬などの重点分野における特許審査、登録の支援体制の整備や、知的財産権サービス機構の能力強化に取り組む必要があると見られる。

（出典：中国保護知識産権網 2020 年 12 月 16 日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zt/202012/1958052.html>

## ★★★2. IoT 産業知的財産権連盟、江蘇・無錫で発足★★★

江蘇省・無錫市モノのインターネット（IoT）産業協会は 12 月 11 日、「IoT 産業知的財産権連盟」の発足式を開催した。連盟は「協力、交流、革新、発展、共有、ウィンウィン」の開放的なプラットフォームを構築し、無錫市の IoT 企業が有する知的財産権の育成、活用を支えることなどを趣旨としている。

無錫市は IoT 産業が盛んで、IoT 企業は 500 社を超えている。同連盟が知的財産権の観点から企業を守り、産業全体の健全な発展を促進することが期待されている。連盟には現在、中堅企業や金融サービス機構、知的財産権サービス機構、検測測定機構など、50 のメンバーが加盟しており、知的財産権の創造・運用・保護・サービスをカバーした支援体制がほぼ整えられているという。

（出典：中国打撃侵権工作網 2020 年 12 月 15 日）

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202012/330568.html>

## ○ その他知財関連

## ★★★1. 2020 中国インターネット信用大会、山東曲阜で開催★★★

「相互信頼、共に前進」をテーマとした 2020 中国インターネット信用大会が 12 月 7 日、山東省曲阜市で開催された。今回の大会は国家網信弁、国家発展改革委員会、商務部、国家市場監督管理総局、山東省人民政府の共催によるもので、政府機関、社会団体、インターネット企業、研究機関、マスコミなどから 500 人近くのゲストが参加した。

大会では、5 つのサブフォーラムが並行して開催された。5 つのサブフォーラムで、参加者はそれぞれ「インターネットメディアとソーシャルプラットフォームの信用システム構築」、「電子商取引における信用システム構築」、「ビッグデータと都市の信用システム構築」、「若者とネットの信用システム構築」及び「インターネット金融分野の信用システム構築」に焦点を当て、交流と議論を行った。

（出典：中国打撃侵権工作網 2020 年 12 月 9 日）

<http://www.ipraction.gov.cn/article/gzdt/ywdt/202012/330061.html>

## 【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての

情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

---

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

[https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW\\_Glj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW_Glj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

---

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved